

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会策定

2011年2月改定

まつげエクステ施設の 安全衛生ガイドライン



NEA日本まつげエクステ協会
一般社団法人 Nihon Eyelash Extension Association

まつげエクステ施設の安全衛生ガイドライン

第1章 目的

この要領は、まつげエクステ施設における施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置によりまつげエクステに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2章 施設及び設備

- 1 節 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- 2 節 施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- 3 節 施設には、まつげエクステの作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- 4 節 施設には、従業者の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室を設けることが望ましいこと。
- 5 節 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- 6 節 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。
- 7 節 作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。
- 8 節 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- 9 節 作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。
- 10 節 便所は、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗設備を有すること。
- 11 節 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
 - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型又は半密閉型のものであることが望ましいこと。
- 12 節 作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れるふた付きの汚物箱を備えること。
- 13 節 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等を備えること。
- 14 節 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えること。
- 15 節 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

第3章 管理

1 節 施設、設備及び器具の管理

- (1) 施設は、必要に応じ補修を行い、一日一回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内には、みだりに犬(視覚障害者を誘導する盲導犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (5) 作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- (6) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも一週間に一回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (7) 照明器具は、少なくとも一年に二回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- (8) 換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (9) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 器材・器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- (11) 洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (13) 便所は、常に清潔に保持し、定期的に殺虫及び消毒すること。
- (14) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること

2 節 従業員の管理

- (1) 開設者及び衛生管理責任者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が伝染するおそれがある疾患(結核、伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等の皮膚疾患)に感染したときは、当該従業員を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。
- (2) 開設者は、従業員又はその同居者が法定伝染病患者又はその疑いのある者である場合は、従業員本人が罹患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 衛生管理責任者は、まっげエクステが衛生的に行われるように、常に従業員の衛生教育に努めること。
- (4) 研修生は自己の責任において業を行うことができないのであるから、指導の任に当たる技術者の十分な監督の下に助手として行わせること。

第4章 衛生的取扱い等

- 1節 衛生管理責任者は、毎日、従業員の伝染性疾病のり患の有無について確認すること。
- 2節 衛生管理責任者は、毎日、まつげエクステ施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- 3節 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 4節 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
 - (1) 作業中の作業面の照度が 300Lux 以上であることが望ましいこと。
 - (2) 作業場内の炭酸ガス濃度が 5000ppm 以下であること(炭酸ガス濃度 1000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下であることが望ましいこと。)
開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保するとともに、正常な燃焼を妨げないように留意すること。
 - (3) 作業場内の乳遊粉じんが 0.15mg/m³ 以下であることが望ましいこと。
- 5節 作業中の作業場内は、適温、適湿に保持すること(温度は 17～28℃(冷房時には外気温との差が 7℃以内)、相対湿度は、40～70%であることが望ましいこと。)
- 6節 作業中、従業員は、清潔な外衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 7節 従業員は、常につめを短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 8節 従業員は、常に身体及び頭髪を清潔に保ち、客に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
- 9節 従業員は、作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- 10節 皮膚に接する器具類は、客一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 11節 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 12節 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
- 13節 使用後の布片類は、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 14節 従業員専用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと。
- 15節 器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
- 16節 調製した消毒薬類は、消毒しやすい適正な場所に置くこと。
- 17節 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- 18節 便所の手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。
- 19節 作業に伴って生ずる廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
- 20節 廃棄物は、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

- 21 節 皮膚に接しない器具であっても客一人ごとに汚染するものは、客一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 22 節 皮膚疾患のある客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

第 5 章 消毒

1 節 消毒用器具、消毒薬及び方法の概要

(1) 化学的方法

ア エタノールによる消毒

エタノール水溶液(エタノール 60%~81.4%を含有するもの)中に 10 分間以上浸すか、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。

イ 塩素系薬剤による消毒

有効塩素濃度として 100~500ppm となる次亜塩素酸ナトリウムその他の塩素系薬剤の水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

ウ 逆性石ケン液による消毒

逆性石ケン液の 1%(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして 0.1%)水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

エ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

グルコン酸クロルヘキシジン製剤の 1%(グルコン酸クロルヘキシジンとして 0.05%)水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(2) 消毒に必要なその他の器材

ア 液量計 100ml 用及び 1000ml 用

イ 消毒容器 消毒用バット、その他消毒に必要な容器

ウ 卓上噴霧器

2 節 まつげエクステ用器具の消毒

皮膚に接する器具類は、前記(1)の化学的方法に掲げる方法により、器具類の種類に応じ、次の事項に留意して消毒しなければならない。

(1) 器具類は、消毒する前によく洗浄すること。

(2) その他の皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質や目的に応じ消毒すること。

3 節 タオル、布片類の消毒

消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を逆性石ケン液、次亜塩素酸ナトリウム液等に浸し、消毒すること。

消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管すること。

4 節 手指の消毒

(1) 消毒剤入りの石けんを使用し、よく洗浄消毒すること。

(2) 手指の消毒液としては、1%クレゾール水、1%逆性石ケン水溶液、逆性石ケン原液、1%両性界面活性剤液、両性界面活性剤原液、1%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液、消毒用エタノール等を使用すること。

(3) 使い捨てのペーパータオル等でふきとること。

5 節 その他の消毒

まつげエクステ施設内の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒することが望ましいこと。

第 6 章 自主的管理体制

1 節 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

2 節 開設者は、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。

3 節 衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもつて衛生管理に努めること。